

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合長期継続 契約を締結することができる契約を定める条例

令和5年11月27日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、物品を借入れ、又は役務の提供を受ける契約であって、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用の機器を借入れる契約その他の商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められる契約であって規則で定めるもの
- (2) 事務用の機器の保守に係る契約その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約であって規則で定めるもの

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。